

第 101 回 問 129

エボラ出血熱と MERS（中東呼吸器症候群）の両方にあてはまる記述はどれか。2つ選べ。

- 1 病原体はウイルスである。
- 2 自然宿主である野生動物を介して感染が拡大する。
- 3 発症した際の致死率は 5%未満である。
- 4 感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）で一類感染症に分類される。
- 5 検疫感染症に指定されている。

【解説】

- 1 正：エボラ出血熱と MERS（中東呼吸器症候群）の病原体はともにウイルスである。エボラ出血熱の病原体はエボラウイルス、MERS（中東呼吸器症候群）の病原体は MERS コロナウイルスである。
- 2 誤：エボラ出血熱は、患者の体液（血液、唾液、分泌液）が傷口や粘膜に接触することにより感染する。MERS（中東呼吸器症候群）は、ヒト・ヒト間の接触及び患者からの飛沫により感染する。
- 3 誤：エボラ出血熱を発症した際の致死率は 50～90%であり、MERS（中東呼吸器症候群）を発症した際の致死率は、30～40%である。
- 4 誤：エボラ出血熱は、感染症法で一類感染症に分類され、MERS（中東呼吸器症候群）は、感染症法で二類感染症に分類される。
- 5 正：検疫感染症とは、日本には病原体が常在しない感染症のうち、検疫法の規定により、検疫所が行う検疫の対象となる感染症のことである。エボラ出血熱及び MERS（中東呼吸器症候群）は検疫感染症に指定されている。

【解答】 1、5



yakugaku
lab

<http://yakugakulab.info>